

県立学校長 殿

岡山県教育庁保健体育課長
岡山県教育庁生涯学習課長
(公 印 省 略)

県立学校の部活動における新型コロナウイルス感染症対策の徹底
について (通知)

このことについて、本日開催された「岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部会議」では、本県の感染状況は「レベル2」を継続することとなり、県立学校の行動基準も「レベル2」のままですが、年明け以降、県立学校においては、部活動に関連する場面が原因と考えられる集団感染が発生し、それがさらに校内に広がるなど新規感染者が急増し、危機的な状況となっています。

そのため、部活動の取扱いについては、令和4年1月13日付け、保学第91号により対応いただいているところですが、1月20日から次のとおりとします。

現在の感染の主流とされるオミクロン株はデルタ株に比べ感染力が数倍強いと言われており、本県では、1月13日から1月31日までオミクロン株特別警戒期間が設定されていること等も踏まえ、改めて部活動を含む校内全体の感染症対策を徹底していただくようお願いいたします。

なお、今後、状況に変化があった場合は、対応等の変更や追加があることを申し添えます。

記

1 通常の活動

公式な大会や演奏会等 (※1) が控えている部以外については、活動を行わないこと。

公式な大会や演奏会等が控えている部については、可能な限りの感染症対策を行った上で活動を認めるが、以下を遵守すること。

(1) 活動場所は、原則校内 (※2) のみとする。

(2) 活動時間を短縮したり、必要最小人数での活動とする。

(3) 昼食時間を挟まないように設定する。

(4) なるべく個人での活動とし、少人数で実施する場合は十分な距離を空ける。

(5) 密集する活動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、近距離でのかけ声や向かい合っただけの発声等は避けるとともに、練習前後の集合時はマスクを着用する。

(6) 屋内での活動の場合は、冬季であることを踏まえ、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～ (2021. 11. 22 Ver7) 」に示す換気の徹底に留意する。

※1 公式な大会や演奏会等：高等学校体育連盟、高等学校野球連盟、中学校体育連盟や各競技種目の統括団体、文化関係連盟が主催する大会やコンクール等で概ね1ヶ月以内に開催が予定されており、校長が参加を認めたもの。

※2 活動拠点が校内になく校外施設のみの場合や合同部活動の場合は、当該施設及び練習拠点を校内とみなすが、移動に当たっては感染防止に十分留意すること。

2 対外試合等

(1) 対外試合や合宿等の実施

練習試合については、県内であっても行わないこと。

また、合宿や県外との交流（県外からの招聘も含む。）は、公式な大会や演奏会等が控えている場合でも行わないこと。

(2) 大会や演奏会等への参加

十分な感染症対策が講じられている県内外の公式な大会や演奏会等のみ参加を認める。

ただし、「部活動の大会や演奏会等への参加に係る留意事項」（令和2年12月22日付け、保学第64号）を遵守し、感染症対策に万全を期すこと。

また、参加する場合は、直行・直帰することが望ましい。

3 特に注意が必要な場面

(1) 飲食の場面

活動時間内の休憩時や活動時間の前後において、生徒同士や教職員との飲食の場面で感染が疑われる事例が多数発生していることから、活動時間の工夫等により、飲食の場面を作らないようにすること。水分補給等の場合は、会話を控えるなどの工夫をすること。

(2) 更衣の場面

部室での会話（密閉空間における近距離での会話）により、濃厚接触者に特定された事例もあることから、部室や更衣室等を利用する際にも必ずマスクを着用し、外す場合は会話をしないこと。また、短時間の利用とし一斉に利用することは避けること。

(3) 帰宅途中の飲食場面

部活動終了後の帰宅途中にコンビニエンスストア等に立ち寄り、集団で飲食する場面も見られることから、校外においても、（1）及び（2）の対応を踏まえ、十分に注意すること。

4 マスクの着用

運動時は、身体へのリスクを考慮し、マスクの着用は必要ない。

特に、呼吸が激しくなる運動を行う際には、十分な呼吸ができなくなるリスクなどの健康被害が発生するリスクがあるため、十分な感染対策を講じた上で、マスクを外すこと。ただし、用具の準備や片付けなど運動を行っていない際は、感染症対策として可能な限りマスクを着用すること。

合唱時は、原則マスクを着用することとし、「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において合唱等を行う場合での新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」（令和2年12月15日付け、保健第281号）を踏まえて、感染症対策を徹底すること。

なお、呼吸が激しくならない軽度な運動を行う際、生徒等がマスクの着用を希望する場合は、マスクの着用を否定するものではないが、合唱時等を含めて、マスクの着用時は、生徒等の体調の変化に注意し、教員は適切な声かけ等を行い必要に応じて他の生徒等との距離を十分に確保して、マスクを外して休憩するよう指導するなど、感染症対策を講じながら事故防止にも留意すること。

【本件問合せ先】

(運動部活動に関すること)

岡山県教育庁保健体育課 学校体育班

電話：(086) 226-7592

(文化部活動に関すること)

岡山県教育庁生涯学習課 企画推進班

電話：(086) 226-7596